

税務と経営

山村税理士事務所

— 発行人 —

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

ヒント

撤退決断 東京のビームスの設楽洋社長はセレクトショップの草分けで、年商850億円規模の企業を作り上げました。目指す姿と合わない場合は事業から撤退を判断するのもリーダーの考え、その判断に責任を持つと。80年代にはセレクトショップの間で、自社のロゴマークをあしらったトレーナーなどの商品が大ヒットしました。ビームスでも売り上げの半分近くをロゴマーク入りの商品が占めました。しかし、ロゴマーク商品が中心の店は、自分たちが目指したいセレクトショップの姿と異なります。そのため同業他社に先駆けて、ブームになっていたロゴマーク入りの商品の販売をやめました。ブームは去りました。(日本経済新聞)

ヒント

税務 ミニガイド

令和6年度税制改正によって、不動産譲渡契約書のうち記載された契約金額が10万円を超えるもの、建設工事請負契約書のうち記載された契約金額が100万円を超えるものに係る印紙税の税率を軽減する特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで、3年間延長されました



目引の棚田(福井)

角田展章/オアシス

雑損控除

□雑損控除

最近、地震や津波、大雨などによる災害が多発していますが、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する資産について、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合や災害関連支出（その災害、盗難、横領に関連したやむを得ない支出）をした場合には、その年の所得の金額から一定の金額を雑損控除として控除することができます。

雑損控除の対象は、災害、盗難、横領に限定されており、詐欺による損失については対象外とされています。

□対象外資産

生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれています。

生活に通常必要でない資産とは、①競走馬その他射こう的行為の手段となる動産、②通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産、ゴルフ会員権等、③生活の用に供する貴金属、書画、こつとうなどの動産で一個または一組の価額が30万円を超えるもの、をいいます。

□控除額

雑損控除として所得金額から控除することができる金額は、①と②のいずれか多い方の金額となります。

①損失金額（損害金額＋災害関連支出－保険などにより補てんされる金額）－（総所得金額等）×10%

②損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円

□損失の金額

損失の金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の価額（時価）を基にして計算した損害の金額です。その資産が家屋等の使用または期間の経過により減価するもの（減価償却

話のタネ

○江戸時代の物売り。水売り、眼鏡売り、団扇売り、八百屋、附木売り（発火燃焼材）、ところてん売り、シャボン玉売り、花売り、虫売り（夏は蛍、秋は鈴虫など）、飴売り、豆腐売り、風鈴屋、貸本屋、瓦版売り、曆売り（曆は専売だった）、小間物売り、古着屋、傘張り、提灯張替屋、下駄の歯入れ、扇の地紙売り、灰買（藍染や酒の加工など）、瀬戸物の焼き接ぎ、鋳掛屋。



資産)である場合には、①と②の金額のいずれかを基礎として計算することができます。

①その損失の生じた時の直前における資産の価額（時価）

②その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額（簿価）

□災害関連支出

災害関連支出とは、損失の金額のうち災害に直接関連した支出をいい、具体的には、災害により滅失した住宅、家財などを取壊したり除去したりするために支出した金額などが該当します。

□繰越控除

雑損控除は、他の所得控除より先に控除することになっています。そして、その年中に控除しきれなかった雑損失の金額については、3年間の繰越控除が認められています。

□災害減免法

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害によって被害を受けた場合には、一定の要件のもとで災害減免法による所得税の減免を受けることもできますが、雑損控除との選択適用とされています。

相続登記は3年以内に行う必要があります

土地などの不動産を相続した場合、新規の取得者の登記をする必要があります。令和3年に実施された法改正によって、令和6年4月1日以降に相続が開始した場合は、不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記する必要があります。仮に正当な理由がなく、相続登記が行われない場合は10万円以下の過料が課される可能性があります。

□相続登記の義務化の背景

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺

の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっています。そのため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

□期限までに相続登記が間に合わない場合

遺産分割協議が難航するなどして相続登記の対象となる不動産資産を知ってから3年以内の相続登記が見込めない場合、相続登記義務を履行したものとみなす簡易な措置である「相続人申告登記」の制度があります。早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続きを法務局ですることでもできるようになりました。

□相続登記の登録免許税の免税措置

相続登記に伴う登録免許税について、令和7年3月31日までの登記については免税措置があります。仮に相続により土地を取得した相続人が相続登記をしないで死亡した場合は、その死亡した相続人を登記名義人とする登記についての登録免許税はかからないなどの免税措置があります。

ナマの税務相談室

Q 本日は印税収入等の申告についてご教示頂きたく宜しくお願い致します。と申しますのは、私の友人で自分の専門に係る

論文が評価されまして、まとめて出版したら如何と人を介して出版社が参りました。

友人は勿論今までにそのような出版した経験もなく考えたこともなかったのですが、出版社の説明等を聞いて段々その気になって来ました。

ところで一口に出版といってもその背景は単純ではなく先ず出版費用が掛かります。そして、それなりの広告が必要です。最初はどれくらい売れるかどうか見当がつかないので発行部数も最小限度から出発致します。出版社も世間で知られている人に紹介文を書いて頂きなるべく多くの人に読まれるように努力いたします。

初版の売れ行き次第で第2段階に入りますが、出版社と執筆者との力関係で出版報酬割合が決まります。印税率と言いますが、定価×発行部

印税収入等 申告あれこれ

数に印税率をかけて収入が決まります。当初はその収入など微々たるものですが、経費を上回る利益が出た場合の税金はどうなる

のでしょうか。

A その所得は雑所得という科目で他の所得と併せて総合課税の対象となります。

作家のように出版することでその収入により生計を立てる場合は事業所得となります。

同じ継続的と言っても質が異なりますが、継続的に営利を目的に金地金売買をしている場合は事業所得か雑所得になります。

7月号でご案内した金投資口座や金貯蓄口座からの利益は金地金の現物の譲渡とは異なり、実態は金融取引に近いところから5年という所有期間に応じて短期か長期の譲渡所得に分類されます。

雑所得という文言を使いご迷惑をお掛けしたことを謝罪致します。

ナマの税務相談室

交際費から除外される 接待飲食費の金額基準

令和6年度税制改正により、交際費等の範囲から除外される接待飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下(改正前5,000円以下)に引き上げられました。物価高や経済活動の活性化の観点からの改正とのことから、従来のように事業年度単位での適用関係ではなく、税制改正法施行日の令和6年4月1日から即適用とされています。例えば、12月決算法人であっても、次期の期首日以降の適用ではなく、今期の期中中途である令和6年4月1日以後に支出する接待飲食費から、1万円基準で判定して適用することになっています。

クレジットカード等での支払いの場合で、令和6年

4月1日以後の支払いであったとしても、接待飲食等の行為があった時が同年3月以前である時は、1万円基準での判定とすることにはならず、従前の5,000円基準で判定して、交際費の額を算定する事になります。つまり、接待飲食等の実行日ベースで適用する事になります。

因みに、交際費についての措置法の規定は、資本金百億円超の法人では全額損金不算入、資本金1億円超の法人では交際費のうちの接待飲食費の50%を除く額が損金不算入、資本金1億円以下の法人では交際費のうちの接待飲食費の50%か年800万円の定額控除限度額を除く額が損金不算入とされています。

接待飲食費とは、得意先等を接待して行う飲食その他これに類する行為のために要する費用で、飲食代のほか、業務遂行や行事の際に差し入れられる弁当代、飲食等のために飲食店等に直接支払うテーブルチャージ料やサービス料なども含まれます。

交際費除外計算基準の1万円は、1人当たりの接待飲食費の金額が1万円以下の場合での適用であり、1万円を超える場合は、1万円までが交際費除外対象となるのではなく、その全額が交際費等に該当するものとされます。

接待飲食費の交際費除外の適用要件として次の事項を記載した書類の保存が要求されています。

- 一 飲食年月日
- 二 飲食参加者名と関係
- 三 飲食参加者数
- 四 飲食額、店名、所在地
- 五 飲食事実の明示事項

9月。代表的な「秋の味覚」はサンマでしょうか。「いただきしカボスのためにさんま買ふ 澄子」
「おろし大根盛りて半身の初さんま 典子」
「近づけば我が家もさんまの香が漏れる 醇子」
夏が終わり、国税職員の定期異動から2か月、そろそろ本格的な税務調査が。「流星や思ひ浮かばぬ願い事 紀夫」
7日白露、22日秋分。



この世に生を受けたこと。それ自体が最大のチャンスではないか。

(レーサー アイルトン・セナ)

9月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○8月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○8月分個人住民税特別徴収分の納付	
○7月決算法人の確定申告	30日	○7月決算法人の確定申告	
○6年1月決算法人の中間(予定)申告	〃	○6年1月決算法人の中間(予定)申告	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。